

# 歓送迎会に参加後、帰社途中に 交通事故で死亡した事案での 「業務災害」該当性

—最高裁平成28年7月8日第二小法廷判決

弁護士 森貞 涼介

## 1 事案の概要

### (1) A社について

A社は、主に金型の表面にクロムメッキをする事業を営む会社であり、平成22年12月7日当時、被災者Bを含めて7名の従業員が在籍していた。A社は、工場(以下「本件工場」という。)の操業を開始して以来、中国人研修生を受け入れて2か月間の研修を行っていたところ、生産部長Cの発案により中国人研修生と従業員との親睦を図ることを目的とした歓送迎会を行っており、費用はA社の福利厚生費から支払われていた。

### (2) 本件歓送迎会に至る経過

C部長は、平成22年12月6日、中国人研修生3名の帰国の日が近づき、次に受け入れる中国人研修生2名が来日してきたことから、翌日に上記5名(以下「本件研修生ら」という。)の歓送迎会(以下「本件歓送迎会」という。)を開催することを企画し、従業員全員に声を掛けたところ、B以外の従業員からは参加する旨の回答を得た。

同月7日、C部長は、Bに対し、改めて本件歓送迎会への参加を打診した。Bからは、「12月8日提出期限で、A社親会社社長に提出すべき営業戦略資料を作成しなくてはいけないので、参加できない。」と言われたものの、Cは、「今日が最後だから、顔を出せるなら、出してくれないか。」と述べ、また、上記資料(以下「本件資料」という。)が完成していなければ、C自身も、本件歓送迎会終了後に、Bとともに本件資料を作成する旨を伝えた。

### (3) 本件歓送迎会への参加

本件歓送迎会は、同月7日午後6時30分頃から、飲食店(以下「本件飲食店」という。)において、Bの到着を待つことなく、他の従業員全員及び本件研修生らにより開始された。なお、C部長は、本件歓送迎会に先立ち、本件研修生らをその居住

する同町内のアパート(以下「本件アパート」という。)から本件飲食店までA社の所有する自動車ですべて送っており、本件歓送迎会の終了後においても、C部長が本件研修生らを本件アパートまで当該自動車ですべて送る予定であった。

Bは、本件歓送迎会が開始された後も、本件工場において本件資料を作成していたが、その作成作業を一時中断し、Bが使用していた社有車(以下「本件車両」という。)を運転してA社の作業着のまま本件飲食店に向かい、本件歓送迎会の終了予定時刻の30分前であった同日午後8時頃、本件飲食店に到着し、本件歓送迎会に参加した。その際、Bは、A社の総務課長に対し、本件歓送迎会の終了後に本件工場に戻って仕事をする旨を伝えたところ、同課長から「食うだけ食ったらすぐ帰れ。」と言われ、また、隣に座った中国人研修生からビールを勧められた際にはこれを断り、アルコール飲料は飲まなかった。

### (4) 帰路

Bは、同日午後9時過ぎ頃、本件研修生らを本件アパートまで送った上で本件工場に戻るため、酩酊状態の本件研修生らを同乗させて本件車両を運転し、本件アパートに向かう途中、対向車線を進行中の大型貨物自動車と衝突する交通事故(以下「本件事故」という。)に遭い、同日午後9時50分頃、本件事故による頭部外傷により死亡した。

なお、本件工場と本件アパートは、いずれも本件飲食店からは南の方向に所在し、本件工場と本件アパートとの距離は約2kmであった。

## 2 業務災害の認定方法

(1) 「業務災害」とは、「労働者の業務上の負傷、疾病、傷害又は死亡」である(労働者災害補償保険法7条1項1号)。「業務上」に該当するかの判断について、判例は、業務と傷病等による損害との間に経験則上相当な関係、すなわち相当因果関係を要するとしている<sup>1</sup>。

### (2) 業務遂行性・業務起因性

労災保険給付の行政解釈では、業務遂行性・業務起因性という概念が用いられることに特徴がある。昭和30年頃までは業務遂行性及び業務起因性が充足される必要があるという2要件主義が採られていたが、現在の行政解釈では、業務遂行性は、業務起因性の有無を判断するための媒介概念にすぎず、独立の要件ではないとされている<sup>2</sup>。

### (3) 業務遂行性

業務遂行性とは、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあることを言う。行政解釈は、業務遂行性が認められる場合を3つに類型化している<sup>3</sup>。

①事業主の支配下にあり、かつ、管理下において業務に従事している場合。つまり、事業場内で業務に従事している場合。②事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあるが、業務には従事していない場合。具体的には、休憩中や始業前・終業後に事業場内で行動している場合。③事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合。具体的には、出張や外回り営業などである。

### 3 判旨

本判決は、「業務遂行性」という概念は使用していないものの、問題となっているのは、本件歓送迎会後に、本件研修生らを社有車で送り届けることが、事業主の支配下で行われていたか否かである。以下、判決文を引用する。

(1) 労働者の負傷、疾病、障害又は死亡(以下「災害」という。)が労働者災害補償保険法に基づく業務災害に関する保険給付の対象となるには、それが業務上の事由によるものであることを要するところ、そのための要件の一つとして、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にある状態において当該災害が発生したことが必要であると解するのが相当である(最高裁昭和57年(行ツ)第182号同59年5月29日第三小法廷判決・裁判集民事142号183頁参照)。

(2) …本件については、次の各点を指摘することができる。

ア Bが本件資料の作成業務の途中で本件歓送迎会に参加して再び本件工場に戻るようになったのは、…C部長から、本件歓送迎会への参加を個別に打診された際に、本件資料の提出期限が翌日に迫っていることを理由に断ったにもかかわらず、…本件歓送迎会に参加してほしい旨の強い意向を示される一方で、本件資料の提出期限を延期するなどの措置は執られず、むしろ本件歓送迎会の終了後には本件資料の作成業務にC部長も加わる旨を伝えられたためであったというのである。そうすると、Bは、C部長の上記意向等により本件歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況に置かれ、その結果、本件歓

送迎会の終了後に当該業務を再開するために本件工場に戻ることを余儀なくされたものというべきであり、このことは、A社からみると、Bに対し、職務上、上記の一連の行動をとることを要請していたものということができる。

イ …本件歓送迎会は、研修の目的を達成するためにA社において企画された行事の一環であると評価することができ、中国人研修生と従業員との親睦を図ることにより、A社及びA社親会社と上記子会社との関係の強化等に寄与するものであり、A社の事業活動に密接に関連して行われたものというべきである。

ウ また、Bは、本件資料の作成業務を再開するため本件車両を運転して本件工場に戻る際、併せて本件研修生らを本件アパートまで送っていたところ、もともと本件研修生らを本件アパートまで送ることは、本件歓送迎会の開催に当たり、C部長により行われることが予定されていたものであり、本件工場と本件アパートの位置関係に照らし、本件飲食店から本件工場へ戻る経路から大きく逸脱するものではないことにも鑑みれば、BがC部長に代わってこれを行ったことは、A社から要請されていた一連の行動の範囲内のものであったということができる。

(3) 以上の諸事情を総合すれば、Bは、A社により、その事業活動に密接に関連するものである本件歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況に置かれ、本件工場における自己の業務を一時中断してこれに途中参加することになり、本件歓送迎会の終了後に当該業務を再開するため本件車両を運転して本件工場に戻るに当たり、併せてC部長に代わり本件研修生らを本件アパートまで送っていた際に本件事故に遭ったものということができるから、本件歓送迎会が事業場外で開催され、アルコール飲料も供されたものであり、本件研修生らを本件アパートまで送ることがC部長らの明示的な指示を受けてされたものとはうかがわれないこと等を考慮しても、Bは、本件事故の際、なおA社の支配下にあったというべきである(下線は筆者による)。

### 4 評価

(1) 下級審判決は、①本件歓送迎会への参加、②本件歓送迎会終了後の送迎運転、③本件工場と本件飲食店との間の往復行為について、それぞれ業務

遂行性を判断し、全て否定している。確かに、Bの行為を分断して個別に判断していくと、上記①～③について、「事業主による支配」を肯定する要素は十分ではないかもしれない(実際、地裁及び高裁はこれを否定している)。

しかしながら、本件において重視されるべきは、最高裁判決が指摘するとおり、Bは、A社によって、「一旦仕事を中断し、歓送迎会に参加後、帰社して翌日が提出期限の仕事地完成させること」を事実上命じられていたということであろう。この点を適切に拾い上げて評価できる判断枠組みは妥当と言える。

(2) ただ、最高裁の理論では、本件事故が、本件工場への帰路で発生していることが、業務遂行性肯定の重要要素であると思われるが、結論を左右する要素として、本件工場への帰路でもあったが、「C部長が明示的に指示したわけではない」「本件研修生らの送迎中」でもあったことをどう説明するのかは、非常に重要な問題である。これについて、判旨は、「本件飲食店から本件工場へ戻る経路から大きく逸脱するものではないこと」にしか具体的に言及していないが、ルートへの逸脱の程度を問題にするのは基準として曖昧であろう。

- 1 高野伸「業務起因性をめぐる最近の動向」宗宮英俊ほか編『現代裁判法体系②〔労働基準・労働災害〕』288頁(新日本法規、初版平成10年)
- 2 菅野和夫ほか編『論点体系判例労働法3』199頁(第一法規、初版、平成26年)
- 3 前掲注2『論点体系判例労働法3』206頁、菅野和夫『労働法』612頁(弘文堂、第11版、平成28年)